

家族介護継続支援事業の見直しについて

～地域支援事業から保健福祉事業へ移行し継続～

1 趣旨

市では**家庭**における生活を援助するとともに、介護にあたる**家族**の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、「家族介護継続支援事業」として紙おむつ等の購入費用の助成を実施している。

同事業は、国の地域支援事業を活用して実施しているが、現状、平成27年度からは最終的な廃止を前提とした例外的な激変緩和措置としての実施が認められており、第9期（令和6～8年度）中に、市町村特別給付や保健福祉事業等への移行を含めた事業の廃止・縮小等を実行するよう求められている。高齢者等を取り巻く社会状況は大きく変化し、高齢者人口や社会保障関連経費の増加が懸念されるが、今後も事業を継続していくため、介護保険料を財源とする保健福祉事業に移行する方向で調整を進めたいもの。

○他事業への以降イメージ

| | | | |
|------|---|-------------------|-------------------|
| 現状 | 地域支援事業（任意事業） 家族介護継続支援事業 | | |
| 制度概要 | 地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの | | |
| 財源 | 国：38.5% 1,925千円 | 県：19.25% 962千円 | 市：19.25% 963千円 |
| | 第1号保険料：23% 1,150千円 | 計 5,000千円 | |
| 要件 | 要介護4以上 認定調査票における排尿・排便の項目該当 市民税非課税者等 | | |

| 移行 | 市町村特別給付 | 保健福祉事業 | 一般財源事業 |
|------|---|---|---|
| 制度概要 | 市が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの | 市が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの | 関係法令がない 高齢者の保健・福祉・介護を目的として市が単独の予算を用いて事業を行うもの |
| 財源 | 第1号保険料：100% | 第1号保険料：100% | 一般財源：100% |
| 特徴など | 条例の制定 保険料に影響する 償還払い | 保険料に影響する | 市の財政負担が増える |
| 事例 | 移送サービス、配食サービス、寝具乾燥サービス、紙おむつ支給（あくまでも給付） | 介護予防教室，健康づくり教室，家族リフレッシュ事業，紙おむつ助成（事業として行う） | |

2 胎内市家族介護継続支援事業の実施状況

| 年度 | 利用実人数 | 事業費 | 1人あたり | 備考 |
|-------|-------|------------|---------|-----------|
| 令和3年度 | 235人 | 4,273,000円 | 18,182円 | 介護度3→4へ改正 |
| 令和4年度 | 238人 | 4,866,000円 | 20,445円 | |
| 令和5年度 | 205人 | 5,018,000円 | 24,478円 | |
| 令和6年度 | 215人 | 5,000,000円 | 23,255円 | (見込) |

市民からの要望

○グループホーム入居者も対象にしてほしい

→グループホームは、介護施設であり家庭でないため、対象外となっている

(参考) 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用は保険給付の対象とされていることからおむつに係る費用は一切徴収できないものとされており、したがって、おむつパッド代も徴収できない。ただし、通所系サービス、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護にあつてはこの限りではない。

- 【おむつ代】
- ・特養、老健、ショートステイは介護サービス費に含まれるため介護保険適用
 - ・グループホームは日常生活費として自己負担

3 事業見直し内容(案)

- 「家庭における」を「在宅における」とする
市内に在宅でお過ごしの方への制度のため、住民登録をしたまま市外に居住(施設等)している方、入院をしている方は対象外なる。(グループホーム、サービス付高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームは在宅扱いとする)
- 「介護にあたる家族」を「介護している者」とする
- 対象者要件(介護度4、市民税非課税者)は変更なし
- 助成額も変更なし

要綱改正(案)

胎内市家族介護継続支援高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の寝たきり老人等に対し、予算の範囲内において紙おむつ等の購入費用の一部を助成することにより、家庭宅在における生活を援助するの継続と質的向上を図るとともに、介護に当たるしている家族者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に居住し、在宅で常時紙おむつ等を使用してい必要とする者で、当該年度(4月から7月までの間に次条の規定による申請をする場合は、その前年度。以下この項において同じ。)における市民税が非課税である者又は当該年度において胎内市介護保険条例(平成17年条例第140号)第4条に規定する保険料が賦課され、当該保険料の区分が同条第1号から同条第5号までに掲げる区分に該当する者(以下「市民税非課税者等」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)において、要介護状態区分が要介護4以上の認定を受けた者
- (2) 要介護認定を受けた者(前号に掲げる者を除く。)又は介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者で、当該認定に係る認定調査票における排尿又は排便の項目において介助又は見守り等の区分に該当するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

4 事業継続にあたっての財源（案）

- グループホーム入居者を対象とすることで利用者数が増える
GH定員合計 96 人の約 20%→20 人が新たに助成対象となることが想定される
20 人×1 人当たり 30,000 円（年額 MAX） =600,000 円
- 保健福祉事業は、第 1 号保険料を 100%財源とするため保険料の算定に影響する。
 - ◇ 保険料影響額

| | | | |
|------------|------------|-------------|------------------------|
| 影響事業費費（年間） | 見直し後 | 5,600,000 円 | ① |
| | 見直し前 | 1,150,000 円 | ② ←5,000,000×23% |
| | | ①-② | 4,450,000 円 |
| 第 1 号被保険者 | 約 10,000 人 | | ④ |
| 年額影響額 | ③÷④=445 円 | … | 月額影響額 445 円÷12 か月≒37 円 |
- 保健福祉事業に係る第 1 号保険料に、介護給付費準備基金及び保険者機能強化推進交付金を充当することができる。（充当することで保険料への影響を抑えることができる）

介護給付費準備基金及び保険者機能強化推進交付金

| 年 度 | 保険料 基準額 | 介護給付費準備基金 (年度末残高) | 保険者機能強化推進交付金 (年度交付額) |
|----------|-----------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 平成 30 年度 | 5,923 円 (71,000 円) | 205,796,188 円 | 5,884,000 円 |
| 令和元年度 | | 321,591,188 円 | 5,922,000 円 |
| 令和 2 年度 | | 311,090,188 円 | 6,578,000 円 |
| 令和 3 年度 | 6,473 円 (77,600 円) | 403,411,188 円 | 6,625,000 円 |
| 令和 4 年度 | | 483,853,188 円 | 6,311,000 円 |
| 令和 5 年度 | | 593,772,188 円 | 4,608,000 円 |
| 令和 6 年度 | 6,473 円 (77,600 円) | 696,562,188 円 | 4,321,000 円 (H30～累計 40,249,000 円) |

- ◇ 保険者機能強化推進交付金とは、自治体が行う高齢者の自立支援や重度化防止などの取り組みに交付される**インセンティブ交付金**のこと。
- ◇ 保険者機能強化推進交付金は、市が行う市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等に要する**第 1 号介護保険料への充当**できる。また、**一般会計**に繰り出して、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に資する取組を行うこともできる。

5 今後のスケジュール（案）

- 令和 7 年度 ○条例改正準備 「家族介護支援事業」を保健福祉事業として位置づけている
→介護保険法に倣って改正する
※介護保険法 第百十五条の四十九
市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。
- 要綱改正準備（P2 要綱改正案のイメージで改正する）
- 令和 8 年度 国の動向等を注視しつつ、早ければ実施することも考えられる
- 令和 9 年度 完全実施

6 意見をいただきたいこと

- ✓ 地域支援事業から保健福祉事業に移行し事業を継続することについて
- ✓ 対象者要件並びに助成額について
- ✓ 介護給付費準備基金（保険者機能強化推進交付金相当分）を充当することについて